

1. 策定の趣旨

(1) 制度創設の背景

少子化や高齢化が進む中で、将来的な人口減少、都市基盤の老朽化、環境共生型のまちづくり、安全・安心なまちづくりの推進等、都市に対する新たな課題への対応が求められています。

2014年（平成26年）に都市再生特別措置法が改正され、居住を誘導する区域や、都市機能増進施設（医療・福祉・子育て支援・商業施設等の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地を誘導する区域を定め、行政・住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりを促進するための立地適正化計画制度が創設されました。

さらに、2020年（令和2年）9月7日には、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題となっていることに加え、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を向上させることが必要となっていることを踏まえ、「安全なまちづくり」、「魅力的なまちづくり」の推進を図る計画としての視点が加えられています。

(2) 那珂市における策定の趣旨

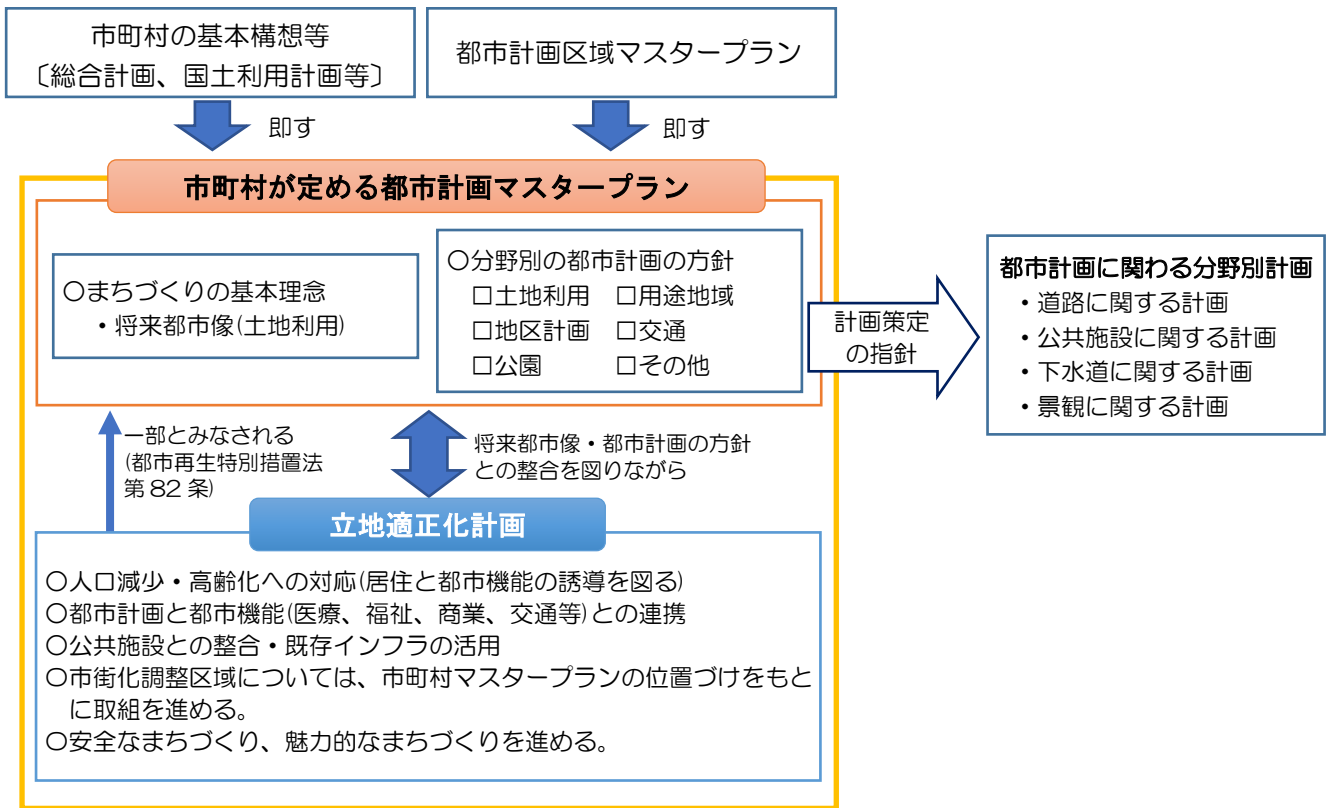
那珂市でも、全国的な傾向と同様に少子高齢化が進むとともに、人口についても従来のような増加基調から減少基調へ転じています。このような中、2015年（平成27年）3月に策定した那珂市都市計画マスタープランでは、人口減少や高齢化への対応やコンパクト化に対応した生活拠点のあり方等の視点を加え、コンパクトなまちづくりの将来像を示しました。今後も人口減少や少子高齢化が一層進むものと見込まれている中で、同計画で示した将来像を実現するため、居住の場や生活利便施設の集約化、移動利便性の確保等に向けた具体的な方向性や施策を示すことが必要となっています。また、2019年（令和元年）10月の台風19号（令和元年東日本台風）では、本市域でも浸水被害を受け、災害に強いまちづくりに向けた取組の強化も求められています。

以上のことから、那珂市立地適正化計画は、これからの都市の基本的なあり方を踏まえつつ、本市の市街地の特性やこれまでのまちづくりの履歴等を鑑みながら、将来に向けて持続可能で魅力あるまちを目指すために策定するものです。

2. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、市町村の基本構想、県が定める都市計画区域マスタープランに即するとともに市町村マスタープランとの調和が保たれたものであることが求められます。また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部と見なされる計画です。

図－立地適正化計画の位置づけ



3. 計画の目標期間

本計画は人口減少や社会・経済情勢の変化に対応しながら、都市機能や居住機能を誘導するための計画であり、継続的な施策展開が必要であることを考慮すると、長期的な視点に基づく計画とする必要があることから、計画期間は、2040年（令和22年）までとします。なお、昨今の急激な社会情勢の変化を踏まえ、概ね5年ごとに計画の評価、見直しを行うこととします。

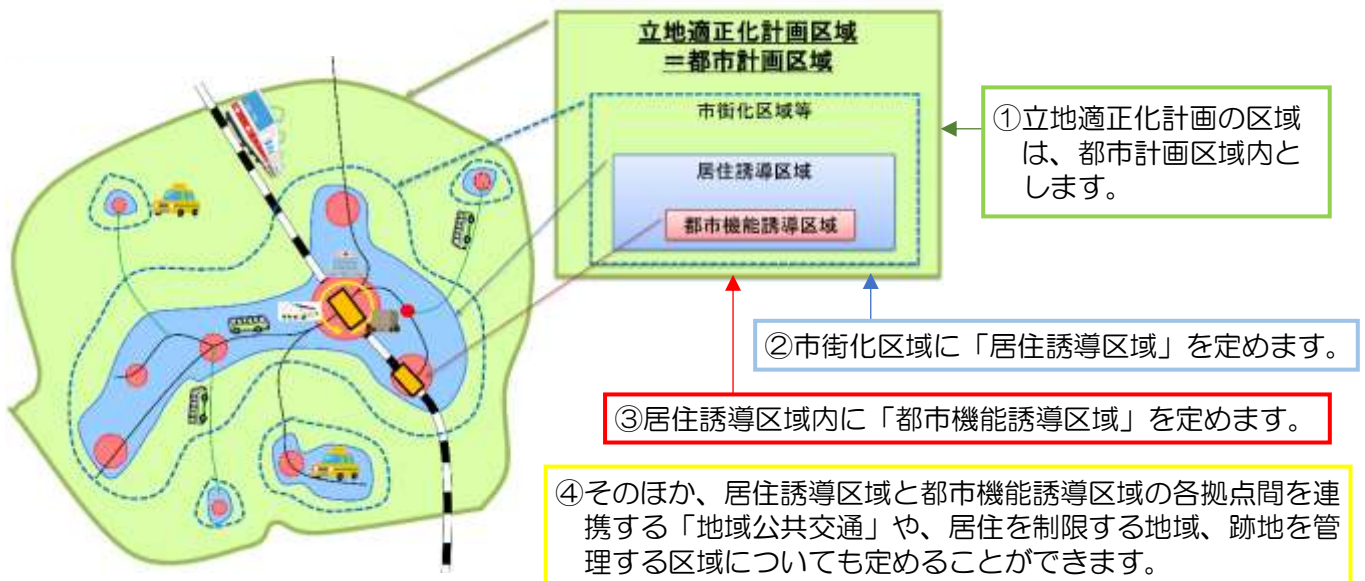
4. 立地適正化計画の概要

(1) 定める事項

立地適正化計画では、「立地の適正化に関する基本的な方針」、「立地適正化計画の区域」、「居住誘導区域」、「都市機能誘導区域」を定めます。

項目	内容
立地の適正化に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○立地適正化計画を策定する際に、当該市町村の現状の把握・分析、課題を整理する。その上で、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定する。 ○一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現するうえでの基本的な方向性を記載する。
立地適正化計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> ○立地適正化計画の区域は都市計画区域内。 ○立地適正化計画には、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めることが必要。
居住誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ○人口減少の中でも、エリア内で人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域 ■設定する条件（地域） <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能や居住が集積する都市の中心拠点及び生活拠点並びに周辺区域 ・市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 ■除外を検討する地域 以下の区域は、都市機能誘導区域、居住誘導区域からの除外を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域に含めないとされる区域(市街化調整区域、農用地区域など) ・災害リスクが認められる区域(土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域など)
防災指針	○居住誘導区域内等で行う防災対策・安全確保策を定める。
都市機能誘導区域	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域 (誘導施設→行政施設、病院、高齢者福祉施設、児童福祉施設、小学校、スーパー等) ■設定する条件 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅に近い、業務・商業などが集積する地域、都市機能が一定程度充実している区域 ・都市の拠点となるべき区域 ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域

図－立地適正化計画のイメージ

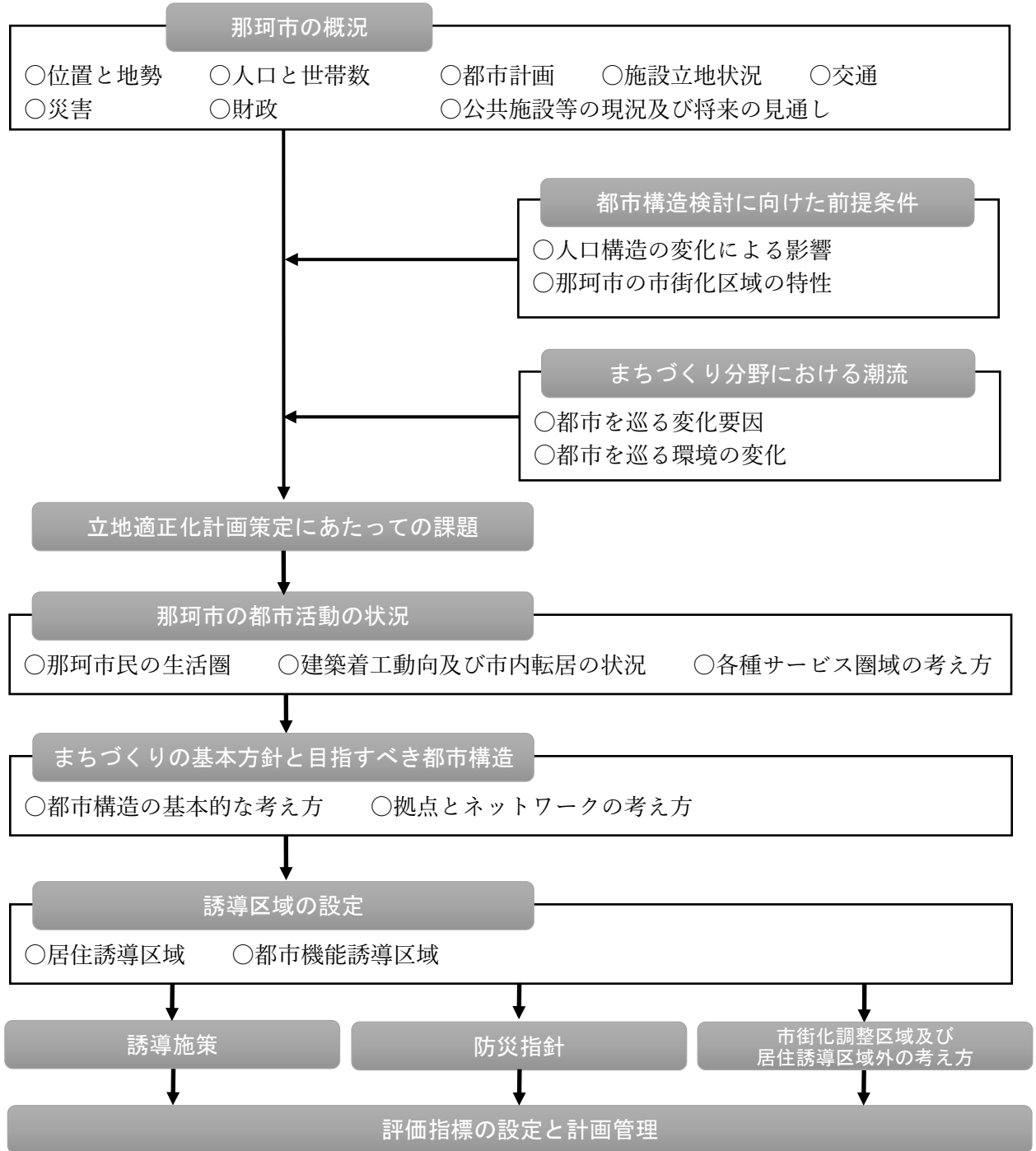


※「立地適正化計画を活用したまちづくり」をもとに作成

(2) 策定の流れ

立地適正化計画は、主として市街化区域を中心とする計画ですが、本市では、市街化調整区域にも多くの市民が居住することから、都市全体の課題と市街化区域の課題を整理した上で、まちづくり方針を検討します。

図－策定の流れ（策定フロー）



5. SDGs（持続可能な開発目標）との関係

立地適正化計画は、人口減少や高齢化が進む社会環境において、コンパクト・プラス・ネットワーク※を標榜して、持続可能なまちづくりを進めるための計画ですが、近年、行政計画においては、持続可能な世界を実現するための取組として、SDGs（持続可能な開発目標）についても考慮することが求められています。

このようなことから、本計画においても、持続可能な世界を実現するために示された、17のゴール・169のターゲットを考慮しつつ、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）という理念との整合性を考慮した計画とします。



※コンパクト・プラス・ネットワーク：

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し容易にアクセスできるよう、都市機能の集約をはかりながら、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進めていく考え方。